

令和 5 年度向け障害者福祉施設整備事業選定

募 集 要 項

令和 4 年 9 月

仙台市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

目 次

(募集の概要)

1	募集する事業の内容について	P 1
2	応募事業者の資格について	P 1
3	応募の手続きについて	P 2～3
	(1) 募集要項の説明会	
	(2) 質問及び回答	
	(3) 応募	
4	事業の選定	P 3
	(1) 選定方法	
	(2) 選定結果	
5	応募にあたっての留意点	P 4
	(1) 費用の負担	
	(2) 虚偽の記載をした場合	
	(3) 提出書類の取り扱い	
	(4) 選定後の取り扱い	
	(5) 地域への説明について	
	(6) 特定業者との接触の禁止	
	(7) 法令等の遵守	

(関係資料)

■	全体スケジュール(予定)	P 5
■	募集要項等に関する質問書	P 6
■	提出書類一覧表	P 7～12
■	審査項目等	P 13～14
■	補助金の想定金額(上限)	P 15

1 募集する事業の内容について

本市では、仙台市実施計画（令和3～5年度）において、特別支援学校を卒業する知的障害のある方の受け入れ先確保策として、今後需要超過が見込まれる区への民間による生活介護事業所の整備に対し、費用の一部補助などを行うことを定めています。また、仙台市障害者保健福祉計画（平成30～35年度）においても、重い障害のある方の日中活動の場である生活介護事業所の整備促進を図ることを定めています。

上記2つの計画に基づき、令和5年度に本市及び国の補助を受けて生活介護を提供する指定障害福祉サービス事業所を整備のうえ、令和6年4月1日から運営を開始する事業を募集し、1事業を選定いたします。選定された事業については、本市の障害福祉施設整備費補助金及び社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の対象として、整備費に係る補助金を交付いたします（補助の対象経費や想定金額については、15ページの「令和5年度向け障害者福祉施設整備事業選定 補助金の想定金額（上限）」をご覧ください。）。

本市における生活介護を提供する指定障害福祉サービス事業所の需給状況等を踏まえ、今回は青葉区又は泉区での整備事業を募集いたします。なお、整備用地は応募事業者において確保することを条件といたします。

また、当該事業所開設後は、本市の福祉避難所として協定を締結し、災害発生時に、障害者等30人程度が避難生活可能なスペースを確保し、備蓄品を備えていただく必要があります（平常時は、多目的スペース等として活用していただいて差し控えありませんが、災害時には、速やかに障害者等の受入体制を確立できる活用方法とする必要があります。）。

募集する事業の対象は、次のとおりです。

（1）整備する事業所

- ① 障害福祉サービスの種別：生活介護
- ② 整備地区：青葉区又は泉区
※整備用地を整備開始までに確保することが応募条件
- ③ 利用定員：25名以上40名以下
※初年度のみ定員を20名とした運営が可
- ④ その他
 - ・仙台市ひとにやさしいまちづくり条例（平成8年6月21日仙台市条例第30号）に基づき、施設整備マニュアルにおける目標となる指針に適合し、適合証の発行を受けること。
 - ・開設後に本市の福祉避難所として協定を締結すること。

（2）時期

- ① 整備：令和5年度中
- ② 事業所開設：令和6年4月1日
※事業全体のスケジュールについては5ページをご覧ください。

2 応募事業者の資格について

事業選定に応募する事業者（以下、「応募事業者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たす者であることとします。

- （1）法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等。以下同。）、又は、法人設立準備委員会で本市からの施設整備費補助金の内示までに法人設立が可能な者。
- （2）地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当しないこと。
- （3）仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- （4）本市の市税の滞納が無いこと。
- （5）有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。

3 応募の手続きについて

(1) 募集要項の説明会

募集要項の説明会を以下のとおり開催します。

① 日時：令和4年9月26日（月）午前10時30分から

② 場所：仙台市役所上杉分庁舎2階第2会議室（仙台市青葉区上杉一丁目5番12号）

- ・出席は任意であり、出欠が選定に影響することは一切ありません。
- ・募集要項に記載されている内容以上の説明等はいませんので、ご注意ください。
- ・当日の質疑応答は行わず、質問については（2）の方法でのみ受け付けます。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、各応募事業者最大2名までの出席にご協力ください。

(2) 質問及び回答

募集要項等に関する質問及び回答は、次により行います。

① 質問の方法

質問の内容を簡潔にまとめて、6ページの募集要項等に関する質問書に記入のうえ、持参、郵送またはメール送信願います。

② 質問の受付

ア 受付期間 下記の期間とします。

【令和4年9月27日（火）から令和4年10月3日（月）まで】
※令和4年10月3日（月）の午後5時までに持参されたもの、
メールを受信できたもの及び到達したものを有効とします。

イ 提出場所

〒980-8671

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市役所本庁舎6階 健康福祉局障害者支援課 施設支援係

メールアドレス：shisetsushien@city.sendai.jp

③ 回答

令和4年10月14日（金）までに仙台市ホームページに掲載する予定です。

(3) 応募

応募事業者は、7～12ページの提出書類一覧表に規定する応募書類を提出してください

① 提出期限：令和4年11月15日（火）午後5時まで ※必着

② 提出場所：〒980-8671

仙台市役所本庁舎6階 健康福祉局障害者支援課 施設支援係

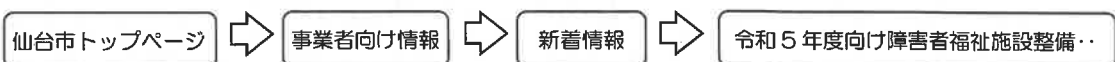
③ 提出方法：郵送または持参

※**郵送の場合は期限までに当課に到達した書類のみを受け付けますので、余裕をもってご郵送ください。**

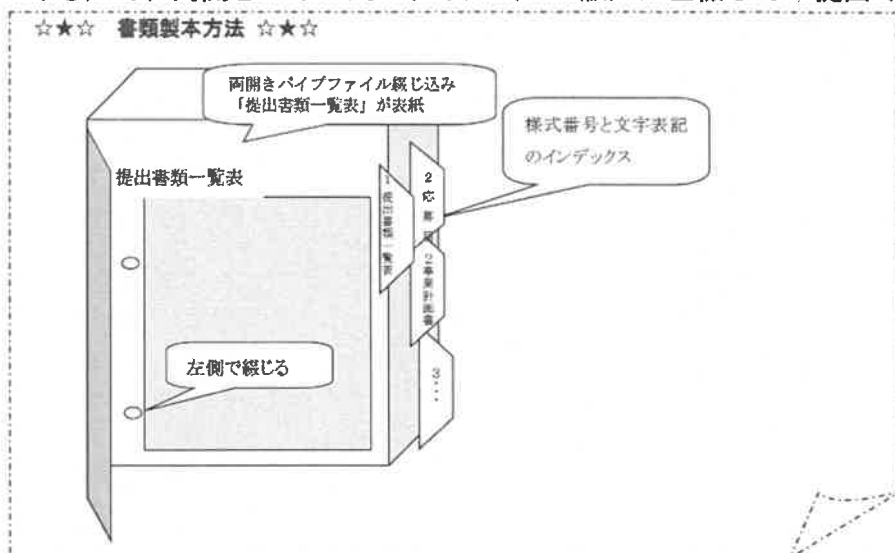
※随時、応募内容について、本市から確認等をさせていただく場合がございます。

【書類提出時の留意事項】

- ・申請に必要な様式等（「提出書類一覧表」を参照）については、仙台市のホームページからダウンロードすることができます。



- ・ 製本は「提出書類一覧表」の書類 No. 順（書類 No. 及び書類名のインデックスをつける）で、両開きパイプ式ファイル（A4版）に左綴じでご提出ください。



- ・ 書類への法人又は個人の押印は、印鑑登録証明書の印を使用してください。
- ・ 法人設立準備委員会による応募の場合、押印は委任を受けた者（委員長や設立代表者）の印鑑登録証明書の印を使用してください。
- ・ 印鑑登録証明書や身分証明書など公的証明書は、原本をA4白紙に貼り付けて提出してください。
- ・ 契約者同士で原本を保管する必要があるもの（土地売買契約書等）は写しの提出で構いませんが、法人代表者名で次のような原本証明をしてください。

この写しは原本と相違ありません。	
令和	年 月 日
(法人名)	
(代表者職氏名) ○○	印鑑登録 証明書の印

4 事業の選定

(1) 選定方法

- ・ 事業の選定は、障害者福祉施設整備事業の選定を目的として設置した障害者福祉施設整備 事業選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において行います。13～14ページの審査項目及び配点をもとに評価を行い、評価点数の合計が最も高い1事業を選定します。なお、評価点数の合計が最も高い場合でも、評価点数の合計が最低基準点を下回る場合は、失格とします。
- ・ 応募事業者の資格を有していない場合、本募集要項の要件を明らかに満たしていない場合、応募事業が人員・設備・運営について関係法令等を満たしていない場合、審査により明らかに応募事業に問題点が判明した場合等は、当該応募事業を失格とします。また、応募事業者がいない場合、失格等によりすべての応募事業が事業の実施目的を達成できないと判断した場合は、選定事業なしとすることがあります。

(2) 選定結果

選定の対象となった事業の応募事業者すべてに対し、令和5年1月中に文書での通知を予定しています。

5 応募にあたっての留意点

(1) 費用の負担

応募に要した費用は、応募事業者の負担とします。

(2) 虚偽の記載をした場合

応募事業者が虚偽の記載をした書類を提出した場合には、応募を無効とします。

(3) 提出書類の取り扱い

提出された書類は返却しません。なお、提出された書類は事業選定の参考とすることを目的として、応募内容の資金面に対する意見を求めるため本市が選任した公認会計士に提供します。

(4) 選定後の取り扱い

- ・ 選定された事業の応募事業者は、その時点での各種法令、通知、補助金交付要綱等を基としたより詳細な事業計画を速やかに策定していただき、それをういて本市が厚生労働省と国庫補助に係る協議を行うこととなります。
- ・ 補助金の対象とするにあたっては、事業選定のほかに、本市による社会福祉法人等認可及び施設整備補助に関する審査委員会の審査を経る必要があります。
- ・ 選定された事業に係る事業所の開設にあたっては、事前に本市による指定障害福祉サービス事業者の指定を受ける必要があります。
- ・ 選定後のスケジュールや手続き等について、選定された事業者と別途打合せを行います。
- ・ 整備用地を整備開始までに確保できなかった場合、その他選定された事業に重大な不備のあることが判明した場合、本市による社会福祉法人設立認可及び施設整備補助に関する審査委員会の審査において適正と認められない場合、厚生労働省との国庫補助協議において不採択となった場合、事業所の開設が令和6年4月1日に間に合わない場合、本市による指定障害福祉サービス事業者の指定を受けられない場合等には、整備費に係る補助が受けられないことがあります。
- ・ 整備費に係る補助が受けられる場合であっても、国庫補助金の内示結果等によっては、15ページの補助金の想定金額(上限)にある金額から減額しての補助となる場合がありますが、その場合は応募事業者において補助の減額分を補填して事業を実施していただく必要があります。
- ・ 補助金の交付は、本市への実績報告後の完了払いとなりますので、ご注意ください。

(5) 地域への説明について

事業の運営にあたっては、事業所が地域に開かれたものとして運営されるよう地域との交流に努める必要があることから、地域住民等へ施設の整備について事前説明を行い、連携及び協力を行ってください。事前説明の実施状況については、本市とも情報共有を図るため、日時・相手方・説明内容について、任意様式にて速やかに本市までご報告ください。

(6) 特定業者との接触の禁止

- ・ 今回募集する事業は、国庫補助金及び本市の補助金の対象となることから、工事の入札等にあたっては、本市が行う公共事業と同等の公正性、透明性が求められます。したがって、応募にあたっては、特定の建設業者、施設運営に関係すると思われる特定の業者との接触等、不正を疑われるような行為を取らないように注意してください。
- ・ 原則として仙台市競争入札参加資格者名簿に登録されている業者を選定してください。

(7) 法令等の遵守

応募事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。)をはじめとする関係法令等の遵守を徹底してください。

令和5年度向け障害者福祉施設整備事業選定 全体スケジュール（予定）

時期	事項	説明
令和4年 9月26日	募集要項の説明会	募集要項の概要を説明します。
9月27日 ～ 10月3日	質問受付期間	募集要項や事業選定に関する疑義等について、本市への質問を受付けます。
10月14日 まで	質問回答	質問への回答を仙台市ホームページに掲載します。
11月15日	応募書類の提出締切	本市から示された所定の様式等により、書類を提出してください。
12月中	整備する地域の方々への 事前説明	応募事業者から整備について地域の方々（町内会等）へ事前に説明していただきます。 ※事業選定前であるため、選定された場合に整備を行う点をあわせてご説明してください。
令和5年 1月	事業選定委員会	提出された事業計画書等に基づき、事業を選定します。
1月中	選定結果の通知	選定の対象となった事業の応募事業者すべてに文書で通知します。
1月中	社会福祉法人設立認可及び施設 整備補助に関する審査委員会	社会福祉法人設立認可及び施設整備補助にあたり、本市による左記審査委員会の審査を経ます。
1・2月中	整備する地域の方々への 事業選定の報告	選定された事業の応募事業者から整備について地域の方々（町内会等）へ報告していただきます。
3月頃	厚生労働省との国庫補助協議	より詳細な事業計画を策定し、本市と厚生労働省で国庫補助の協議を行います。
6月頃	国庫補助の内示及び 本市補助の内示	厚生労働省からの国庫補助の内示を受けた後、本市から補助金の内示をします。
本市からの 補助金内示後	整備着手	
令和6年3月 前半頃まで	整備（事業）完了・ 事業所開設に必要な諸手続き	令和6年4月1日からの開設に向け、整備や手続き等を済ませていただきます。
4月1日	事業所の開設（指定）	
完了検査・ 実績報告後	補助金の交付	概算払いでなく、竣工（実績報告）後の完了払いとなります。

※主なものであり、ほか本市から随時応募内容の確認をさせていただく場合があります
 ※その他事業所開設に必要な手続きについて、本市による指定障害福祉サービス事業所の指定を受けるための新規指定申請含め個々の手続きの締切りにご留意ください。

令和5年度向け障害者福祉施設整備事業選定 募集要項等に関する質問書

質 問 事 項	
1	
2	
3	
4	
5	

令和4年 月 日

法人名等 _____
担当者職・氏名 _____
連絡先電話番号 _____
F A X 番 号 _____
E メ ー ル _____

提出書類一覧表（応募事業者が既設の法人である場合）

	書類の名称	提出にあたっての注意事項	確認
1	提出書類一覧表【本表】	提出する書類には「確認」欄に「○」をすること	
2	応募届【様式1】	押印は法人印鑑登録証明書の印影と一致すること（以下同様）	
3	法人印鑑登録証明書	原本を提出すること（コピー不可）	
4	事業計画書（生活介護） 【様式2】	合計10枚程度にまとめること 文字サイズは原則10.5ポイント以上（図中の説明にあつては8ポイント以上）とすること。	
5	法人全体の事業計画書類 （任意様式）	令和4年度に係るものを提出すること	
6	管理者及びサービス管理責任者の 経歴書【様式3】	予定する者について、応募時点で想定する内容を記載	
7	従業者の経歴書【様式3】	予定する者について、応募時点で想定する内容を記載	
8	法人登記簿謄本	原本を提出すること（コピー不可）	
9	定款又は寄付行為の写し	法人代表者印により原本と相違ない旨の証明が必要。	
10	暴力団員等排除に係る誓約書 【様式4】	法人役員名簿を兼ねています	
11	市税納付状況確認同意書【様式5】		
12	法人理事会議事録等の写し	本事業の公募に応募することを議題とし、法人の意思決定を確認できる議事録を作成し、提出すること （法人代表者名で原本と相違ない旨の証明が必要）	
13	法人決算書の写し	明細を含め、直近3事業年度分を提出すること （法人代表者名で原本と相違ない旨の証明が必要）	
14	法人全体に係る収支予算書 【様式7-1、7-2、7-3】	事業所開設の初年度からの3か年分を作成すること	
15	償還計画表【様式8】	融資機関ごとに作成し、【様式8 別紙1】を添付すること。 なお、既存借入れがある場合は、全ての借入れについて、既存施設の償還計画表【様式8 別紙2・3】を提出すること	
16	法人の預金残高証明書	令和3年3月31日現在、令和4年3月31日現在、及び令和4年8月31日現在の原本を提出すること（コピー不可） （複数口座の場合、別途合計一覧表を作成のうえ添付すること）	
17	建設計画書【様式9】 及び整備の工程表	避難スペース整備（福祉避難所用）、車両購入（送迎用）に係る費用については、「8 資金計画」における「支出」の欄の「その他」として、それぞれ分かるように記載すること（「建築工事費」や「設備備品整備費」等には含めない） 工程表は任意の様式（業者作成のもの等）	
18	見積書類	建設計画書【様式9】に記載の支出について、積算や内訳が分かるようなもの（避難スペース整備、車両購入についてもそれぞれ分かるように記載） 任意の様式とする（業者作成のもの等）	
19	福祉医療機構の融資相談票の写し 及び融資見込証明書【様式10】	福祉医療機構から融資を受ける予定の場合は、融資相談票の写しを提出すること。 また、福祉医療機構以外からの借入（協調融資）を予定している場合は融資見込証明書【様式10】を提出すること	
20	障害福祉サービス事業者等実地指導監査文書指摘事項報告書 【様式11】	平成30年度以降の実地指導監査において国・自治体から指摘を受けた内容について記載すること（複数の対象施設（事業所）がある場合は、各々作成すること）	

書類 No. 15「償還計画表【様式 8】」において贈与を予定している場合は、書類 No. 21 を提出すること。また、贈与者により、書類 No. 22～34 のうち該当するものを提出すること。		
21	贈与確約書【様式 12】の写し	目録【様式 12 別記 1】も添付すること。 また、印鑑登録証明書の印を押印のこと。
書類 No. 21「贈与確約書【様式 12】」において、贈与者（「贈与確約書【様式 12】」における甲）が個人である場合は、各個人について次の書類 No. 22～27 を提出すること。		
22	身分証明書	原本を提出すること（コピー不可）
23	経歴書【様式 3】	贈与者本人に係るもの
24	印鑑登録証明書	原本を提出すること（コピー不可）
25	個人資産・負債等状況調査書【様式 13】	土地・建物一覧表【様式 13 別紙】も添付すること。 令和 4 年 8 月 31 日現在のもを提出すること。
26	預金残高証明書及び貸出金残高証明書	令和 3 年 3 月 31 日現在、令和 4 年 3 月 31 日現在、令和 4 年 8 月 31 日現在のもをの原本を提出すること（コピー不可）。 （複数口座の場合、別途合計一覧表を作成のうえ添付すること）
27	市町村税課税証明書	令和 2 年度～令和 4 年度の 3 か年度分の原本を提出すること（コピー不可）
書類 No. 21「贈与確約書【様式 12】」において、贈与者（「贈与確約書【様式 12】」における甲）が法人である場合は、各法人について次の書類 No. 28～34 を提出すること。		
28	法人理事会等における議事録の写し	当該贈与について、法人として意思決定していることを確認できるもの。法人代表者印により原本と相違ない旨の証明が必要。
29	定款の写し	法人代表者印により原本と相違ない旨の証明が必要
30	法人登記簿謄本	原本を提出すること（コピー不可）
31	法人印鑑登録証明書	原本を提出すること（コピー不可）
32	法人決算書の写し	明細を含め、直近 3 事業年度分を提出すること。 法人代表者印により原本と相違ない旨の証明が必要。
33	法人税申告書（別表一、四）	最近 3 か年分について、税務署の受領印のあるものを提出すること
34	残高証明書（借入金等も含む）	令和 3 年 3 月 31 日現在、令和 4 年 3 月 31 日現在、令和 4 年 8 月 31 日現在のもをの原本を提出すること（コピー不可）。 （複数口座の場合、別途合計一覧表を作成のうえ添付すること）
事業予定地に関する提出書類として次の書類（No. 35～40）を全て提出するとともに、事業予定地の確保手段等に応じて、次の書類（No. 41～42）の該当するものを提出すること		
35	事業予定地の位置図及び写真	事業予定地の位置、形状、範囲等が確認できる住宅地図等の写し及び写真を提出すること。また、事業予定地の一部を使用する場合は使用区域が分かるように表示すること（A4 サイズとする）
36	土地利用・建築規制に関する確認状況報告書【様式 14】	
37	事業予定地の登記簿謄本	事業予定地に係る全ての地番の登記簿謄本又は登記事項証明書（全部事項）の原本を提出すること（コピー不可）。
38	事業予定地の公図の写し・地積測量図の写し	公図の写しに、事業予定地の位置、形状、範囲等が確認できるようにマーキングで示したものを提出すること。 また、地積測量図も提出すること。
39	都市計画図の写し	都市計画課等で閲覧できるもののカラーコピーを提出すること
40	誓約書【様式 15】	事業予定地が係争地でないこと
41	事業予定地に係る土地売買確約書【様式 16】の写し又は贈与確約書【様式 12】の写し	土地購入により事業予定地を確保する予定で、既に確保済みの場合は、土地売買確約書【様式 16】の写し又は贈与確約書【様式 12】の写しを提出すること。

42	事業予定地に係る地上権設定確約書【様式 17-1】の写し又は賃借権設定確約書【様式 17-2】の写しもしくは賃貸借契約書の写し	土地を借り受けることにより事業予定地を確保する場合で、既に確保済みの場合は提出すること。	
新設する生活介護事業の指定や運営に関する提出書類として次の書類 (No. 43~47) を全て提出すること			
43	従業員の勤務形態一覧表【様式 18】	応募時点で想定する内容を記載すること。 施設運営の基本となる情報 (指定上の人員基準、算定可能な加算等) を確認します。 なお、多機能型として同一事業所で複数サービスを実施する場合、サービスごとに作成すること	
44	施設平面図【様式 19】		
45	設備・備品一覧表【様式 20】	応募時点で想定する内容を記載	
46	生活介護事業所の指定に係る記載事項【様式 21】	応募時点で想定する内容を記載 施設運営の基礎情報 (営業日時、利用定員等) を確認します	
47	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表 (生活介護)【様式 22】	応募時点で想定する内容を記載 施設運営の基礎情報 (加算等) を確認します	

提出書類一覧表（応募事業者が新たに法人を設立する予定である場合）

	書類の名称	提出にあたっての注意事項	確認
1	提出書類一覧表【本表】	提出する書類には「確認」欄に「○」をすること	
2	応募届【様式1】	押印は法人設立代表者の印鑑登録証明書の印影と一致すること（以下同様）	
3	法人設立代表者の印鑑登録証明書	原本を提出すること（コピー不可）	
4	事業計画書（生活介護） 【様式2】	合計10枚程度にまとめること 文字サイズは原則10.5ポイント以上（図中の説明にあつては8ポイント以上）とすること。	
5	管理者及びサービス管理責任者の 経歴書【様式3】	予定する者について、応募時点で想定する内容を記載	
6	従業者の経歴書【様式3】	予定する者について、応募時点で想定する内容を記載	
7	法人設立計画書 【様式6-1】		
8	法人役員予定者の就任承諾書 【様式6-2】		
9	設立代表予定者の権限を証する委 任状【様式6-3】	役員就任予定者の全員分を作成すること	
10	法人役員就任予定者の印鑑登録証 明書	役員就任予定者の全員分の原本を提出すること（コピー不可）	
11	法人全体に係る収支予算書 【様式7-1、7-2、7-3】	事業所開設の初年度からの3か年分を作成すること	
12	償還計画表【様式8】	融資機関ごとに作成し、【様式8 別紙1】を添付すること。	
13	建設計画書【様式9】 及び整備の工程表	避難スペース整備（福祉避難所用）、車両購入（送迎用）に係る費用については、「8 資金計画」における「支出」の欄の「その他」として、それぞれ分かるように記載すること（「建築工事費」や「設備備品整備費」等には含めない） 工程表は任意の様式（業者作成のもの等）	
14	見積書類	建設計画書【様式9】に記載の支出について、積算や内訳が分かるようなもの（避難スペース整備、車両購入についてもそれぞれ分かるように記載） 任意の様式とする（業者作成のもの等）	
15	福祉医療機構の融資相談票の写し 及び融資見込証明書【様式10】	福祉医療機構から融資を受ける予定の場合は、融資相談票の写しを提出すること。 また、福祉医療機構以外からの借入（協調融資）を予定している場合は融資見込証明書【様式10】を提出すること	
書類 No. 12「償還計画表【様式8】」の贈与について、書類 No. 16 を提出すること。また、贈与者により、書類 No. 17～29のうち該当するものを提出すること。			
16	贈与確約書【様式12】の写し	目録【様式12 別記1】も添付すること。 また、印鑑登録証明書の印を押印のこと。	
書類 No. 16「贈与確約書【様式12】」において、贈与者（「贈与確約書【様式12】」における甲）が個人である場合は、各個人について次の書類 No. 17～22 を提出すること。			
17	身分証明書	原本を提出すること（コピー不可）	
18	経歴書【様式3】	贈与者本人に係るもの	
19	印鑑登録証明書	原本を提出すること（コピー不可）	

20	個人資産・負債等状況調書【様式13】	土地・建物一覧表【様式13 別紙】も添付すること。 令和4年8月31日現在のものを提出すること。	
21	預金残高証明書及び貸出金残高証明書	令和3年3月31日現在、令和4年3月31日現在、令和4年8月31日現在のものの原本を提出すること（コピー不可）。 （複数口座の場合、別途合計一覧表を作成のうえ添付すること）	
22	市町村税課税証明書	令和2年度～令和4年度の3か年度分の原本を提出すること（コピー不可）	
書類 No. 16「贈与確約書【様式12】」において、贈与者（「贈与確約書【様式12】」における甲）が法人である場合は、各法人について次の書類 No. 23～29 を提出すること。			
23	法人理事会等における議事録の写し	当該贈与について、法人として意思決定していることを確認できるもの。法人代表者印により原本と相違ない旨の証明が必要。	
24	定款の写し	法人代表者印により原本と相違ない旨の証明が必要	
25	法人登記簿謄本	原本を提出すること（コピー不可）	
26	法人印鑑登録証明書	原本を提出すること（コピー不可）	
27	法人決算書の写し	明細を含め、直近3事業年度分を提出すること。 法人代表者印により原本と相違ない旨の証明が必要。	
28	法人税申告書（別表一、四）	最近3か年分について、税務署の受領印のあるものを提出すること	
29	残高証明書（借入金等も含む）	令和3年3月31日現在、令和4年3月31日現在、令和4年8月31日現在のものの原本を提出すること（コピー不可）。 （複数口座の場合、別途合計一覧表を作成のうえ添付すること）	
事業予定地に関する提出書類として次の書類（No. 30～35）を全て提出するとともに、事業予定地の確保手段等に応じて、次の書類（No. 36～37）の該当するものを提出すること			
30	事業予定地の位置図及び写真	事業予定地の位置、形状、範囲等が確認できる住宅地図等の写し及び写真を提出すること。また、事業予定地の一部を使用する場合は使用区域が分かるように表示すること（A4サイズとする）	
31	土地利用・建築規制に関する確認状況報告書【様式14】		
32	事業予定地の登記簿謄本	事業予定地に係る全ての地番の登記簿謄本又は登記事項証明書（全部事項）の原本を提出すること（コピー不可）。	
33	事業予定地の公図の写し・地積測量図の写し	公図の写しに、事業予定地の位置、形状、範囲等が確認できるようにマーキングで示したものを提出すること。 また、地積測量図も提出すること。	
34	都市計画図の写し	都市計画課等で閲覧できるもののカラーコピーを提出すること	
35	誓約書【様式15】	事業予定地が係争地でないこと	
36	事業予定地に係る土地売買確約書【様式16】の写し又は贈与確約書【様式12】の写し	土地購入により事業予定地を確保する予定で、既に確保済みの場合のみ提出（社会福祉法人の新設の場合、他者の担保があるものは認められない。）	
37	事業予定地に係る地上権設定確約書【様式17-1】の写し又は賃借権設定確約書【様式17-2】の写しもしくは賃貸借契約書の写し	土地を借り受けることにより事業予定地を確保する場合で、既に確保済みの場合のみ提出（社会福祉法人の新設の場合は不要）	
新設する生活介護事業の指定や運営に関する提出書類として次の書類（No. 38～42）を全て提出すること			
38	従業者の勤務形態一覧表【様式18】	応募時点で想定する内容を記載すること。 施設運営の基本となる情報（指定上の人員基準、算定可能な加算等）を確認します。 なお、多機能型として同一事業所で複数サービスを実施する場合、サービスごとに作成すること	
39	施設平面図【様式19】		
40	設備・備品一覧表【様式20】	応募時点で想定する内容を記載	

41	生活介護事業所の指定に係る記載事項【様式 21】	応募時点で想定する内容を記載 施設運営の基礎情報（営業日時、利用定員等）を確認します	
42	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（生活介護）【様式 22】	応募時点で想定する内容を記載 施設運営の基礎情報（加算等）を確認します	

- ・社会福祉法人等の設立にあたっては、資産および手続等の要件を満たす必要がある場合があります。社会福祉法人等の設立を予定される場合には、設立が可能か等を必要に応じ関係機関へ事前に協議する等、応募にあたってはご留意願います。

(参考)

【社会福祉法人設立に関する問い合わせ先】

仙台市健康福祉局総務課指導係 電話：022-214-8161

【特定非営利活動法人設立に関する問い合わせ先】

仙台市市民局市民協働推進課市民活動推進係 電話：022-214-1080

令和5年度向け障害者福祉施設整備事業選定 審査項目等

1 審査項目

事業の選定における審査項目は下表のとおりとする。

大分類	小分類	審査項目
1 応募事業者	(1) 法令等の遵守	平成30年度以降の指定障害福祉サービス事業者等実地指導監査における文書指摘の状況
	(2) 運営実績	次の①②を満たすか。 ①本市内で障害者総合支援法第5条に規定する障害福祉サービスを行う事業所を運営、または、同条に規定する障害者支援施設を設置、もしくは、児童福祉法第6条の2の2に規定する障害児通所支援事業を運営、あるいは、同法第7条に規定する児童福祉施設のうち、障害児入所施設を設置または児童発達支援センターを運営しているか。 ②障害者総合支援法第5条に規定する障害福祉サービスのうち、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を行う事業所の運営、または、同条に規定する障害者支援施設を設置しているか（本市外も含む）
	(3) 本市計画及び本事業に対する理解等	本市実施計画及び障害者保健福祉計画を踏まえた本事業の趣旨を理解し、適切な事業説明及び計画であるか
2 定員数	(1) 定員数	本事業における生活介護の定員数が本市の生活介護事業所の需給状況等を踏まえた設定となっているか（より多くの方が利用できるか）
3 整備用地 (青葉区又は泉区内)	(1) 安全性	「仙台市ハザードマップ」における「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」「早期の立退き避難が必要な区域」それぞれの該当の程度
4 施設運営	(1) 人員配置体制	手厚い人員配置体制をとっている事業所によるサービスについての加算である「人員配置体制加算」、看護職員が常勤換算で1人以上配置されている場合についての加算である「常勤看護職員等配置加算」、重度障害者（重症心身障害者、強度行動障害者）に対する手厚い支援体制に関する加算である「重度障害者支援加算」の取得状況及びその程度
	(2) 人員配置 (職務経験等)	重度の障害のある方（重症心身障害者、医療的ケア者、行動障害のある方など）の日中活動の場として、適切かつ手厚い支援ができる人員が配置されているか（従業者の実務経験、資格の保有状況等）
	(3) 利用者の 利便性	送迎について利用者の通所を考慮し柔軟に対応できる仕組みとなっているか
	(4) 地域等との 連携	地域や他の施設等との積極的な連携や具体的取組みが見込まれるか
5 建設計画	(1) 設備・機能	重度の障害のある方（重症心身障害者、医療的ケア者、行動障害のある方など）の日中活動の場として、適切かつ手厚い支援ができる設備や機能を有しているか
	(2) スケジュール の妥当性	無理無く予定期間に整備完了し、施設運営を開始できる計画か
6 資金面	(1) 事業の確実性	整備時及び整備後の運営における資金状況について、詳細が明確に示されており、健全な財政状態であるか、また、財政基盤が安定しているか
7 その他	(1) 他に評価 すべき点	1～6の項目以外の応募事業及び応募事業者における他の応募との比較で優れている点等

2 配点

配点は次のとおりとし、「大分類」の1から7までの評点の合計を100点とする。

大分類	配点	小分類	配点		
1 応募事業者	10	(1) 法令等の遵守	0		-5
		(2) 運営実績	5	3	0
		(3) 本市計画及び本事業に対する理解等	5	3	0
2 定員数	10	(1) 定員数	10	5	0
3 整備用地 (青葉区又は泉区内)	10	(1) 安全性	10	5	0
4 施設運営	35	(1) 人員配置体制	15	8	0
		(2) 人員配置（職務経験等）	5	3	0
		(3) 利用者の利便性	10	5	0
		(4) 地域等との連携	5	3	0
5 建設計画	15	(1) 設備・機能	10	5	0
		(2) スケジュールの妥当性	5	3	0
6 資金面	10	(1) 事業の確実性	10	5	0
7 その他	10	(1) 他に評価すべき点	10	5	0
合計	100		100		

最低基準点	60
-------	----

令和5年度向け障害者福祉施設整備事業選定 補助金の想定金額（上限）

- 本市の障害福祉施設整備費補助金は、社会福祉施設整備費国庫補助金の施設整備に係る補助基準額への上乗せ分の補助のほか、車両購入費に係る本市単独の補助があります。
※今回の募集では用地造成費は対象としていません
- 国庫補助金の大幅な制度改変等により、本市の補助金の取扱いが変更となる場合があります。

【障害福祉サービス事業所（生活介護・定員25～40人）で計算】

(1) 施設整備費

補助対象経費	補助金の想定金額（上限）
<p>【本体工事費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の整備と一体的に整備されるものに係る工事費用 ※土地の買収に要する費用、職員の宿舎に要する費用、外構整備費等を除く ・工事施工のために直接必要な事務に要する工事事務費（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等） ※2.6%に相当する額が限度 <p>等</p>	<p>【仙台市補助金額】 ※千円未満切捨 199,333,000円 × 19/20 = 189,366,000円</p> <p><参考></p> <p>【仙台市補助基準額】 ※千円未満切捨 国庫補助金の補助基準額（本体（日中活動部分）・利用定員21人～40人・都市部、避難スペース整備加算）に3分の4を乗じた額 (112,200,000円+37,300,000円) × 4/3 = 199,333,000円</p> <p>【仙台市補助率】 20分の19</p> <p>【国庫補助金額】 ※国庫補助率：2/3, 千円未満切捨 (112,200,000円+37,300,000円) × 2/3 = 99,666,000円</p>

※本市の補助金は国庫補助金を含んだ金額です。

(2) 車両購入費

<p>施設利用者の送迎に供する車両の購入費 ※補助対象としては2台までとします</p>	<p>【仙台市補助金額】 ※千円未満切捨 4,500,000円 × 19/20 = 4,275,000円</p> <p><参考></p> <p>【仙台市補助基準額】 4,500,000円</p> <p>【仙台市補助率】 20分の19</p>
---	---

※施設の中で生活介護以外の事業を行う場合（多機能型）、避難スペース整備加算については床面積や定員等の割合に応じて按分した額が国庫補助金の補助基準額となりますので、ご注意ください。

※実際の補助金額算出においては、それぞれ上記表中の補助基準額と補助対象経費の実支出額等を比較して、最も低い方の額を補助基本額として計算します。したがって、表中の補助金額が保障されるものではありません。

※国庫補助金の内示結果等によっては、表中の金額から減額しての補助となる場合がありますが、その場合は応募事業者において補助の減額分を補填して事業を実施していただく必要があります。